

平成27年度 第1回刈谷市自治基本条例検証委員会 議事要旨

- 日 時 平成27年5月13日（水）午後2時00分～4時00分
- 場 所 刈谷市役所 402会議室
- 出席者 昇秀樹、面高俊文、長谷川洋、加藤時彦、長谷川満、杉浦登喜子
- 欠席者 生寫亜樹子
- 事務局 市長、川口副市長、企画財政部長、企画財政部企画政策課長 他
(以上、敬称略)

1 議題

- (1) 委員長の選出について
- (2) 委員長職務代理者について
- (3) 自治基本条例制定の背景及び概要について
- (4) 検証の進め方について
- (5) 検証作業
 - (ア) 他の条例等との整合性について
 - (イ) 理念に基づく取組みについて
 - (ウ) 他市町村条例との比較について

2 議事

- 出欠席の確認
- 会議資料の確認
- 検証シートの提出の依頼

1 市長あいさつ

2 議題・協議結果

(1) 委員長の選出について

互選により、昇委員を委員長に選出した。

(2) 委員長職務代理者について

昇委員長より、面高委員を委員長職務代理者に指名した。

(3) 自治基本条例制定の背景及び概要について

事務局より自治基本条例が制定された背景及び全ての条文を説明した。

委員 先に制定された市民憲章との位置付けはどのように考えているか。

事務局 この条例の前文は、まさに理念的な市民憲章をふまえて作っており、それに加えて市民の権利・責務など基本的なルールを定めたものである。

委員長 国民・住民に対する命令である普通の法律・条例と違って、日本国憲法は国民からの権力者に対する命令である。よって、自治体の憲法と言われる自治基本条例も市長、議会、市職員等に対する刈谷市民からの命令、いわゆる権力を刈谷市に委ねるにあたって突き付けた契約である。

このことから市民と一緒に作って作った目標である市民憲章とは法的な性格が異なるものである。ただし、目指しているまちづくりは共通しているため、自治基本条例を作る際に参考にしているのは妥当である。

また、自治基本条例は普通の条例とは異なり権力者を縛る性質があることを念頭に今後、検証していく必要がある。

委員 刈谷市は市民の誓いという名称だが市民憲章とは異なるものなのか。

また、法的な手続きを経て制定しているのか。

委員長 第2回の時に説明してもらえると良い。

(4) 検証の進め方について

事務局より検証を進める上での視点や具体的に実施する検証方法を説明した。

(5) 検証作業

(ア) 他の条例等との整合性について

事務局より他の条例との整合性は全て図られている点や本条例の理念を踏まえて制定されている条例などを説明した。特に問題点はなかった。

- 委員 平成 25 年に多くの条例が制定されているが何かあったのか。
- 事務局 地方分権一括法により市に権限が与えられ、それに伴い条例を制定する必要があったためである。
- 委員長 1947 年制定の日本国憲法から半世紀たって自治基本条例が全国で作られ始めた背景としては、学説の発展と内閣法制局の法見解の転換があった。かつては国民がまず国に対して権力を委ね、国がその一部を地方自治体に委ねているため、憲法で国さえ縛っておけば国民の自由は守られるという考えが圧倒的多数だった。これが 1970 年代になると地域的な問題は自治体に、それ以外の問題のみ国に権力が委ねられている構造であり、地方には権力者を縛るものがないとの考えがでてきた。この考え方に対して、国とは別に自治体が憲法を作っても問題はないと内閣法制局が認めたのは 1996 年である。このように市民の自由が守られている点から見ても、刈谷市の自治基本条例に問題はない。
- 委員 国から要請で作らなければならない条例が、この自治基本条例の理念にそぐわないということで作れなかったことはあるのか。
- 事務局 そういった問題は聞いていない。
- 委員長 地方分権一括法の関係など、条例を作った際に自治基本条例があることで内容が変わったことなどあるのか。
- 事務局 自治を推進していくという意味では、議会基本条例ができたことが大きい。また共存・協働の条例も自治基本条例が作られたことでさらに前面に押し出されたと考えている。

(5) 検証作業

(イ) 理念に基づく取組みについて

事務局より各条文の理念に基づいた取組みを紹介し、概ね適正に運用されていることを説明した。委員より他にも数多くの協働事例があるので紹介しても良いのではないかとの意見があった。

(ウ) 他市町村条例との比較について

事務局から他市町村の条例にあって刈谷市にない条文をピックアップし、

その条文を刈谷市自治基本条例の他の条文にて補完できているものとしてきていないものに分けて、今後議論したい事項の参考として提示した。議論したい事項はシートにて提出を依頼した。

委員 自分は子育てしている親の代表としてこの場に座っている。憲法が何のためにあるかわかったので、子どもや親に説明できるよう自治基本条例がある意義を自分の中で腑に落ちるといいと思う。また、行政の人たちは全員この条例を知っていると考えていいのかわからない。窓口で行政と NPO の人たちが同じレベルで話せていないのはこのことが関係あるかもしれない。

委員長 市職員はどれぐらいこの条例を知っているのか。

事務局 毎年、部単位ごとの重点目標を定めており、推進していく施策が自治基本条例のどの条文に基づいているかを紐付ける取組みは行っている。

委員 NPO がやりたいことを提案して、本来はそれに対して行政がやってくるものであるが、NPO 自体もそこまでの意識があるとは言えない。自分のやり方を変えるべきかもしれないという反省を込めての提言です。

事務局 職員には予算を組み立てる際など日頃から意識付けはしているが、すぐに事業と条文が結びつく習慣はできていないと思われる。

委員長 ある自治体で「憲法を暮らしの中に活かす」という考えを強く意識していたことがあった。トップが強い意識を持つとうまくいくが、難しい問題ではある。

委員 バランス的にはうまくできている。ただし、市民の定義とコミュニティのところ少しわかりにくい。自助、互助、公助のうちの互助の理念が市民の定義の捉え方で市民（第3条）かコミュニティ（第20条）のどちらに入るかわ変わってくるので、その辺りが明確になっていないように読み取れる。

委員長 第2回の時に説明してもらえると良い。また、コミュニティという言葉の定義について、NPO みたいな機能的なものはあまり含まないので市民にとっては少しわかりにくいかもしれない。

委員 色々な施策を行ったり、条例を作ったりする時にこの条例を意識するような形になると良い。

委員 重要なのはこの条例をどのように普及していくかである。市の職員の

新人教育や住民を集めて講座を開いたりするのはいいと思う。現在、まちづくりの話し合いに携わっているが、住民は身近な問題でないと関心がなく、この条例が自分たちの活動にどう生きるかなどなかなか考えていないように思う。感情的な意見が出ることもあるので、初心に立ち返ってこの条例の理念を忘れていないかなど説明してあげると少しは冷静になるのかなと思った。

委員 市民が集まり、市民自らが課題を出して、自らで解決することを促す元気なまちづくり交付金は素晴らしい制度である。これがうまく回りだすと、自治に参加する意義が芽生え、納得ができて非常に良い。市民に自助・互助の意識を植え付けるための有益な事業をもっと紹介してもらいたかった。これに関連してまちづくりコーディネーターに活躍の場を与えて欲しい。危機管理では、自助努力に加え、地元の企業との連携を頑張ってもらいたい。第10条の「子どもへの責務」では、主体・主語が誰かわからず、違和感がある。個人的にも次回までに解決策を考えようと思う。第5章の表題である「参加及び協働」が一番大事なところだが少し表現が弱いように感じる。また、「環境」という言葉が抜けている。「安心快適な産業文化都市」で「快適」という文字が入っている以上、住環境を中心に地球環境まで触れるかは別として、「環境」という切り口は必要であると考えます。

委員長 確かに「環境」という切り口はとっつきやすい。また、事業者との関係など触れておくのも良いかもしれない。

副市長 唯一刈谷市の特徴を入れ込める前文を市民憲章を踏まえて徹底的に揉んだ制定当時のことを思い出していた。職員の意識を含めて、次回以降どのような意見が出るか楽しみな会議である。